

令和8年度 佐世保市 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図る方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達の推進等を図るため、下記のとおり調達方針を定めるものです。

1 調達方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、佐世保市役所全ての組織から発注する物品等の調達とします。

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりです。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援事業所
- ③生活介護事業所
- ④障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

(2) 共同受注窓口

(3) 障がい者を多数雇用している事業所

- ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ② 重度障害者多数雇用事業所（ただし、次の要件をすべて満たすもの）
 - (ア) 障がい者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 労働者に占める障害者の割合が20パーセント以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

3 基本的な考え方

物品等の調達にあたっては、特に分野を限定せず、佐世保市財務規則の定め及び予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は第3号）により調達の推進に努めていきます。

なお、障害者就労施設等と特命随意契約をする場合は、「させば障がい者共同受注窓口」（佐世保地区障がい者就労支援協議会が運営）を通じて行うことを原則とします。

4 調達推進への取り組み

(1) 調達に係る情報の循環

佐世保市が発注しているものと障害者就労施設等が受注できるものの情報を、相互に提供かつ循環させることで、調達のミスマッチを是正していきます。

また、情報の鮮度と頻度を落とすことがないように、チェックに努めていきます。

(2) 発注相談窓口

障がい福祉課が相談窓口となり「佐世保地区障がい者就労支援協議会」（佐世保市内の障害者総合支援法に基づく事業所等で構成された組織）を中心に、発注に関する各課からの問い合わせに対応し、受注の円滑化を図ります。

5 障害者就労施設等からの物品等の調達目標

本市が優先的に調達する、物品及び役務の調達目標額は、20,000千円とします。
また、佐世保市保健福祉部については、各課1つ以上は障害者就労施設等から調達するよう努めます。

6 調達実績の公表

調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく概要を取りまとめ、公表します。

7 調達方針の担当

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部障がい福祉課とします。